

見積依頼書(単価用)

各位

令和6年4月25日
見積依頼書番号 新病管第177号
新潟市民病院事務局管理課

下記により見積書を提出してください。

件名	産業廃棄物（ホルマリン溶液）収集運搬・処理業務		
履行期間	契約の日から令和7年3月31日 まで		
履行場所	新潟市民病院		
見積書提出期限	令和6年4月30日 午後3時	見積書提出場所	新潟市民病院事務局管理課施設グループ
見積の方法	数量未確定につき1単位当りの単価見積とする。		
支払の方法	納入数量に契約単価を乗じた金額を請求に基づいて支払うものとする。		
品名等明細	別紙のとおり		
備考	1単位は20リットル缶とする。		

注意事項

- 見積書提出期限までに提出がない場合は、辞退されたものとみなします。
- 契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された単価に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、見積者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書の単価欄に記載すること。当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てない。
- 見積記載方法
 - 品名が1件の場合
 - 品名、品質・規格を記載し、数量欄は1（単位）とし、単価欄、金額欄及び見積金額欄に単価を記載する。
 - 品名が複数件の場合
 - 品名、品質・規格を記載し、数量欄は予定数量（単位）を記載する。その数量に単価欄に記載した単価を乗じた金額を金額欄に記載する。当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てない。
 - また、1円未満の端数金額は、小数点以下2ケタまででお願いします。
 - 金額欄の合計金額を見積金額欄に記載する。

産業廃棄物（ホルマリン溶液）収集運搬・処理業務委託仕様書

趣 旨

本仕様書は、新潟市民病院から排出される産業廃棄物（ホルマリン溶液）を収集し、処理施設まで安全に運搬し、適正に処分することについて、新潟市民病院（以下「病院」という。）と受託者との契約履行について必要な事項を定めるものである。

1 名称

産業廃棄物（ホルマリン溶液）収集運搬・処理業務

2 履行場所（集積場所）

新潟市民病院外来2階病理検査室（新潟市中央区鐘木463番地7）

3 業務内容

受託者は、新潟市民病院から排出された産業廃棄物等について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等に従い、病院関係者立ち会いのもと集積場所から搬出し、適正に処理するものとする。

病院担当者より搬出の依頼があった都度、迅速に対応するものとし、業務範囲については最終処分完了までにかかる関係業務の全てとする。

4 産業廃棄物の種類・排出予定数量

ホルマリン溶液 予定数量 2, 1000（200缶×105）

5 損害賠償責任

受託者の責めに帰すべき事由による衛生管理の欠陥等により、病院又は第三者に損害を与えたときは、受託者がその責を負うものとする。

6 費用区分

産業廃棄物の収集運搬及び処分、その他業務を実施するにあたり必要な経費は全て受託者の負担とする（収集運搬・処分業者の電子マニフェスト費用を含む）。

自施設において処理ができず、中間処理業務等を他施設において行う場合の処理等に要する一切の費用についても受託者の負担とする。

7 業務の再委託

受託者は委託された業務を第三者に再委託してはならない。

ただし、法令に定める再委託基準の範囲内において、あらかじめ書面による承認を受けたときは、許可を有する第三者に再委託することができる。

8 その他

- (1) 受託者は関係法令を遵守し、この業務を履行しなければならない。
- (2) 車両進入口ゲートの高さの関係上、車高3.2メートル未満の車両とする。
- (3) 廃棄物の収集運搬及び処理にあたっては、電子マニフェスト（JWNET）を使用し、その処理状況を報告するものとする。電子マニフェストの運用に関しては、関係法令を遵守しなければならない。
- (4) 受託者は、業務実施状況につき、常に病院の指導監督を受けるものとする。

- (5) 業務実施に当っては、病院利用者、通行人等に危険を及ぼさないよう特に注意するとともに、廃棄物が飛散、又は流出しないよう注意しなければならない。
- (6) 排出予定数量はあくまで見込みであり、実際の排出数量は増減することがある。この場合の契約単価への補償等は一切行わない。
- (7) 現地確認が必要な場合は、事前に連絡の上確認すること。
- (8) 契約終了後、この契約に関しての業務評価を行う。

9 契約期間

契約の日から令和7年3月31日まで

なお、搬出スケジュールは、病院担当者と随時協議すること。

10 守秘義務

受託者は業務上知り得た病院及び患者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

11 見積合わせ参加資格等

- (1) 廃棄物の収集運搬について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第1項の規定に基づき、処理に関する全ての許可を受けた業者（産業廃棄物収集運搬業者）でなければならない。
- (2) 廃棄物の処分について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条6項の規定に基づき、処理に関する全ての許可を受けた業者（産業廃棄物処分業者）に行わせることができる。

12 見積及び契約留意事項

(1) 見積留意事項

排出単位（20リットル缶1缶あたり）の収集運搬・処理に要する金額（処分単価・消費税相当額は含まない）で見積もること。

(2) 契約留意事項

- ① 年間の排出予定数量は不確定なため、単価契約とする。
- ② 前記11（2）により、処理を受託者の取引業者に行わせる場合であっても、委託料の請求及び受領は受託者が行うこと。その場合、受託者は応分の額を受託者の取引業者である産業廃棄物処分業者に支払うこと。
- ③ 収集運搬にかかる契約は、病院と受託者との間で締結する。
- ④ 処分にかかる契約は、病院と受託者との間で締結する。ただし、前記11（2）により、処理を受託者の取引業者に行わせる場合は、病院と受託者の取引業者である産業廃棄物処分業者との間で締結する。